

銀行合同政策からみた国土構想

～公権力者からの視点と地方銀行経営者の視点を比較して～

The Plan of Japanese Land Based on Bank Combination Policy

川崎 俊郎

福島工業高等専門学校一般教科

Toshio Kawasaki

Fukushima National College of Technology, Department of general education

(2009年9月18日受理)

The aim of this paper is to explain the plan of Japanese land according to bank system from Taisho Era to Early Showa Era. I investigated how Key mans' personal history, who decided financial policy and local bank managers' one had an influence on the plan of Japanese land according to bank system. The results were following. Key mans who decided financial policy had experience in banking on Europe and America. So, they planed bank system based on England model that was mega capital and many branches bank. But, local bank managers had not experience in banking on Europe and America. Instead they managed bank based on traditional business practice, for example connection, personal reputation and educational background. This way was termed Modern Japanese model. The difference of their experiences made the plan of Japanese land according to bank system compromise between England model and Modern Japanese model.

Key words: the plan of Japanese land, bank combination, local bank managers

1. はじめに

1.1. 研究の背景

明治期以降の国土構想としての銀行制度は、イギリス式、アメリカ式の2種類が先行モデルとして存在した。前者は全国規模に支店を展開する数行の大銀行と、それらに信用供与を行う中央銀行によって構成される。後者は単一店舗の銀行を全国各地に設立させ、それぞれの銀行に発券機能を与えて、資金流動を行わせる仕組みである。ただし、両者とも当初から銀行制度の全体像を描いて構築されたものではない。イギリス式の大銀行多支店主義は、18世紀以降、イギリスが国際貿易を拡大させる過程において、信用力の低い地方の中小銀行が淘汰され、大銀行の支店に再編成されていったことによって形成されたものである。中央銀行に発券機能を限定する制度も、信用力の低い銀行の銀行券は流通額が少ない上に、その銀行が破綻することで銀行券が効力を失った結果、イングランド銀行を中央銀行とする慣例が成立したものである¹⁾。アメリカの単一店舗銀行を多数設立させる方法も、アメリカが連邦制国家で、しかも開拓による国土の拡張が進行したと深いつながりがあった。連邦制は資本の集中や発券機能の集権化を阻害する方向で働き、フロンティアの前進は銀行を全国に拡大する必要を生んだ。これが一定の条件を満たせば銀行設立と発

券機能を許可するアメリカ式銀行制度を形作ったのである。

これに対して、日本は歴史的経緯を経て完成された銀行制度を欧米各国から移植する必要があった。明治初期にはさまざまな金融機関の設立が試みられたが、全国規模で銀行制度の普及をみたのは、1876(明治9)年に国立銀行条例が改正され、設立条件が緩和させたときである。このとき153行の国立銀行が全国に設立された。府県によるばらつきはあったが、多くの府県で3～5行程度の国立銀行が設立された。この国立銀行制度は、アメリカ式の銀行制度に範をとったものであった。しかし1883(明治16)年には国立銀行の発券機能は停止され、代わりに日本銀行が唯一の発券銀行として機能するようになった。この時点で、銀行券に関してはイギリス式に近似した制度となったが、銀行数(法人および支店制度)に関してはアメリカ式と類似した制度となった。

国立銀行制度および日本銀行設立以後の、日本における銀行制度、とくに国土空間における銀行の展開についての議論は、「銀行乱立の弊を除く」ことから始まった。そのため、1896(明治29)年の銀行合併法以降、いかに中小銀行を効率的に合併させるかが、政策の中心になった。銀行合併法では合併手続きの簡素化による合併促進を意図していた。しかし、地方銀行同士の合併はもちろ

ん、財閥系の銀行による地方銀行買収も、大蔵省や日本銀行などの政策当局の期待通りには進まなかった。こうした問題解決のために最終的には1926(大正15)年に銀行制度を含む金融制度全体の見直しを行う目的で、金融制度調査会が設置され、国土空間における銀行の展開についても検討が行われた。金融制度調査会は地方的合同の推進を答申し、それまで大蔵省や日本銀行が理想としていたイギリス式大銀行支店主義を放棄した。さらに同調査会の答申を受けて銀行法が1927(昭和2)年に公布され、最低資本金100万円の規定(東京、大阪に本店・支店を有する銀行は200万円、人口1万人未満の町村に本店を有する銀行は50万円を最低資本金とする)を通じて、銀行の地方的合同を推進する政策が実施された。おりしも同年に発生した金融恐慌により、大蔵省は銀行検査を強化、合併奨励策の具体化と救済合併の奨励を通じて地方的合同を進めていった。この結果、1932(昭和7)年までに、銀行法および銀行検査の強化により、無資格銀行の整理・統合が進んだ²⁾。

1.2 目的

本稿の目的は、上記のような経緯を経て形成されてきた近代日本の銀行制度について、とくに大正期から昭和初期における銀行制度からみた国土構想の形成過程を明らかにすることである。銀行制度を構想するのは大蔵省や日本銀行などの公権力であるが、同時に銀行経営者などの利害関係者もその構想に大きな影響力をもっていた。とくに本稿で取り扱う銀行の地方的合同は、内閣制度・議会制度整備以後の国土構想とその決定プロセスを示す事例となる。そこでは大蔵省や日本銀行などの公権力による国土構想とともに、地方有力者が政策決定に対して自らのおかれた経済的・政治的立場を反映させるような働きかけをしていたと考えられる。そこで、まず大蔵省や日本銀行などの公権力による銀行制度とそこにみられる国土構想の特色について、公権力を構成する人物と国土構想に見られる空間認知を通じて明らかにする。それとともに、地方有力者が示す対応について、彼らの空間認知に関する特色と、経済的・政治的立場がどれくらい大蔵省や日本銀行などの公権力による国土構想に反映されていたのかを明らかにしたい。

具体的には大蔵省や日本銀行などの公権力によって1926年に設置された金融制度調査会を取り上げたい。同調査会では最終的に銀行法をはじめとする金融関連法規の原案作成に携わり、今日まで続く都市銀行と地方銀行という銀行制度の骨格を作った。また地方有力者の具体像として、地方銀行経営に関わった幾人かの人物を取り上げ、彼らの経歴から、地方における国土構想や銀

行制度に対する評価と対応の具体例を示すことにする。

2. 金融制度調査会における「地方的合同」の形成過程

2.1 金融制度調査会と普通銀行制改革の視点

金融制度調査会は銀行をはじめとする金融制度全般の改革を目的に1926年に設置された³⁾。設置に先立ち、大蔵省は田昌大蔵次官を中心に7名の準備委員を組織し、金融制度調査会の立ち上げ準備に関わった。このことから金融制度調査会が同省の政策構想の中で立ち上げられたものであることがわかる。さらに普通銀行に関する予備的な委員会が金融制度調査会発足以前に設けられている。普通銀行制度に関する準備委員会の構成員は、明石照男(準備委員会臨時委員、第一銀行営業部長、1881~1956、1906 東京帝大法学部卒、欧米留学、1911年第一銀行入行、1935年同行頭取に就任、妻が渋沢栄一の長女)、大平賢作(準備委員会臨時委員、住友銀行取締役)、下田守蔵(準備委員会臨時委員、三井銀行営業部長)、堀越鉄蔵(準備委員会臨時委員、日本銀行調査局長)、山室宗文(準備委員会臨時委員、三菱銀行大阪支店長)の5名である。安田銀行以外の都市銀行と日本銀行の職員から構成されており、都市銀行からの委員は、いずれも第一線で銀行業務に関わっている人物が選ばれていた。普通銀行に関する政策構想は大蔵省と日本銀行、財閥系銀行の意図を強く反映するものであったといえる。なおこの5名は金融制度調査会には参加していない。

以上のような準備段階を経て金融制度調査会は活動を開始した。同調査会の構成員は、大臣や衆議院および貴族院の議員10名、大蔵省をはじめとする官僚19名、日本銀行からの委員3名、普通銀行および信託会社等の金融機関から18名、そのほかの企業および経済団体からの委員13名、台湾銀行など植民地会社から2名、東京帝国大学より学識経験者1名であった。ただしすべての委員が審議に加わった訳ではなく、それぞれのテーマに応じて特別委員会が設置されていた。銀行合同および支店展開に関するテーマについては金融制度調査会普通銀行特別委員会によって審議された。同委員会の構成員は表1のとおりである⁴⁾。構成員の内訳を見ると、大蔵省、日銀、都市銀行関係者、証券および信託業関係者、衆議院議員からなり、都市銀行関係者のなかには池田成彬(三井銀行常務取締役)、結城豊太郎(安田保善社専務理事、安田銀行副頭取)など、その後、日銀総裁や大蔵大臣に就任する人物や、のちに満鉄総裁となった山本条太郎(京浜電力、北陸電化などの社長・会長、衆議院議員・政友会)が含まれ、公権力に近い立場にあつ

表1 金融制度調査会普通銀行特別委員会の構成員

氏名	調査会での役職	特別委員会での役職	委員会在任時の職業・職位等	代表的な職業・職位および職歴	最終学歴	出身地(郷党)	生年	調査会時の年齢
井上準之助	会長	委員長	大蔵大臣	大蔵大臣	帝国大学	大分県日田	1869	57
青木得三	委員(準備)	幹事	大蔵書記官	大蔵書記官				
池田成彬※	委員	委員	三井銀行常務取締役	時事新報社 三井銀行常務取締役	慶応義塾 ハーバード大学	山形県米沢 (米沢藩士)	1867	59
市菜之彦	委員	委員	日本銀行総裁	日本銀行総裁				
加藤栄一郎	委員(準備)	幹事	大蔵書記官	大蔵書記官				
加藤正之助	委員	委員	衆議院議員(憲政会)	衆議院議員	慶応義塾	埼玉県足立郡 滝島堂村	1854	72
串田萬蔵	委員	委員	三菱銀行取締役会長	三菱銀行取締役会長	大学予備門中退 ペンシルバニア大学	東京日本橋 (海産物問屋)	1867	59
佐々木勇之助	委員	委員	第一銀行頭取	第一銀行頭取				
島田茂	委員(準備)	幹事	大蔵書記官	大蔵書記官				
田昌	委員(準備)	委員	大蔵次官	大蔵次官				
野村徳七	委員	委員	野村合名会社代表社員	野村合名会社代表社員	大阪市立高等商業 学校予科中退	大阪府	1878	48
松本脩	委員(準備)	幹事	大蔵省銀行局長	大蔵省銀行局長				
八代則彦	委員	委員	住友銀行専務取締役	住友銀行専務取締役				
山本宗太郎	委員	委員	京浜電力、北陸電化などの社長・会長 衆議院議員(政友会)	南満洲鉄道株式会社総裁	共立学校中退	福井県福井市 →東京府	1867	59
結城豊太郎※	委員	委員	安田保善社専務理事 安田銀行頭取	日銀大阪副支店長 安田保善社専務理事 安田銀行頭取	東京帝国大学	山形県置賜郡 赤湯町	1877	49
米山梅吉	委員	委員	三井信託株式会社社長	三井信託株式会社社長		東京府	1868	58
津島寿一		幹事	大蔵官吏	大蔵官吏	東京帝国大学	香川県阿野郡 坂出村	1888	38

資料：日本銀行調査局(1956)、国史大辞典編集委員会(1979)、(1982)、(1984)、(1985)、(1988)、(1990)(1993)より作成

た人物が選ばれていた。また委員の来歴は多様であり、大蔵省関係者はその多くが東京帝国大学出身者であった。いっぽうで、都市銀行経営者には慶応義塾出身(池田成彬)、大学予備門中退者(串田萬蔵(三菱銀行取締役会長))などが存在し、しかも池田はハーバード大学、串田はペンシルバニア大学を卒業している。東京帝国大学以外の学閥では、池田と同じ慶応の同窓としては加藤政之助(憲政会、衆議院議員)が認められる。また郷党という視点では池田成彬と結城豊太郎が同じ山形県(旧米沢藩)の出身であった。大まかにみて、大蔵省側が東京帝国大学閥で構成されていたのに対して、都市銀行経営者は、東京帝国大学出身者も含まれていたが、同時に海外遊学経験者が多く、欧米の金融事情に明るい人物が多かったといえる。この点で、後者は日本の銀行制度を欧米と歩調を合わせたものにしたいという共通理解があったと考えられる。

同時に、金融制度調査会とその下の普通銀行特別委員会に、いわゆる地方銀行関係者は一人も含まれていなかった。この点で、大正期から昭和初期における国土構想としての銀行制度について、地方銀行の意思を直接反映させる仕組みは存在していなかったといえる。

先に記述したように、金融制度調査会は普通銀行制度の改革にあたっての素案を5名の準備委員に作成させている。同委員会が用意した資料のひとつに、「人口1万人未満の町村に本店を有する資本金25万円未満の普通銀行行數調査」がある。これは、資本規模が小規模であり、同時に営業基盤が脆弱と判断される銀行を府県ごとに集計したものである。準備委員会としてはこうした

「弱小銀行」の合同を進め、本店機能をより人口の多い都市部に集中させようとする考えを持っていた。これはそれまでの大蔵省の政策に合致するものであった。こうした調査・検討をふまえて、財閥系銀銀行と日本銀行の実務担当者5名による素案の内容は以下のようなものであった。イギリス流の大銀行・多支店主義を将来像に据え、①市場原理を重視し、資金の流動性、とくに地域間の流動性を重視し、②結果としての地域間格差が生じることはやむを得ないとしている。上記の考え方に対して、大蔵省、とくに松本脩大蔵省銀行局長の構想は準備委員会のそれとほぼ合致していた⁵⁾。

ただし、大蔵省が最終的にまとめた普通銀行制度改革の案は、素案にあるようなイギリス流の大銀行・多支店主義のものではなかった。後述する内容とも重複する部分があるが、その要点を挙げれば、次の3点になる。①将来的には、日本の国土が重化学工業化による工業地帯形成と、それ以外の農業地域に分化し、ある意味地域間格差が生じるのはやむをえず、その結果イギリス式の大銀行多支店主義を採用せざるを得ない。②近時的な政策課題としては金解禁＝緊縮財政・デフレ政策を行うために、不良債権処理を行う必要があり、そのために弱小銀行の合併による整理統合がもとめられる。③ただし地方の自律性を配慮した政策を行う必要がある。ここで大蔵省は③にあげた地方の自律性として、府県単位の銀行合同、すなわち地方的合同を政策の柱に据えている。なぜ、大蔵省はイギリス式の大銀行多支店主義をモデルとしながら、地方的合同を政策の柱に据えるような原案を作成したのか。またこの原案に対して特別委員会での

ような議論があったのか。以上の2点について、国土構想という観点から、金融制度調査会普通銀行特別委員会におけるイギリス式の大銀行多支店主義と地方的合同をめぐる議論の内容をみていくことにする。

2.2 銀行合同をめぐる議論

準備委員会段階では、先にあげた①の、将来的に、重化学工業化による工業地帯形成と、それ以外の農業地域に分化させ、地域間格差の発生を許容する国土構想観にもとづき、イギリス式の大銀行多支店主義採用を目指していた大蔵省であったが、結論としては③の地方の自律性を配慮した政策に重点が置かれる結論になった。そのため都市と農村の均衡のために、資金を地方にとどめ、地方における都市銀行の買収・合併に対する「恐怖感」や「抵抗感」を抑え、地方ごとの商習慣や取引慣行の維持のために府県単位の「地方的合同」を推進することになった。

この点に関しては、金融制度調査会普通銀行特別委員会の審議において、都市銀行からの委員と大蔵省の意見対立が見られた。都市銀行委員は、ほとんどが政策的な地方的合同に批判的であり、イギリス式の大銀行多支店主義採用を強く求めている。彼らが批判したもののひとつに、都市銀行と地方銀行の格差、とくに都市への資金流出に対する批判や非難への反発があった⁹⁾。

《資料1》

「(銀行合同を進めると地方の資金がすべて都市部に集中してしまうという誤解⇒) そういう風な考は寧ろ大蔵省とか或は金融制度調査会あたりで打破してやったらどうですか」(結城豊太郎：安田銀行)

「私も六番(結城委員)の説に全然賛成であります。(中略) 先ず以って地方銀行同士の合同と云うことが中々行われ難い事情が色々あるように私共見ております。(中略) また現に私共日常ちよいちよい地方の銀行から交渉を受ける、それらの人の言いまする中に大抵もう何処かに合同がして貰いたい、或は買収がして貰いたいのであるが其の地方の自分等の所の甲乙の銀行と合同することは御免を蒙る」(八代則彦：住友銀行)

「実際に御覧になって都会の銀行と地方の銀行の合同の結果余り望ましくないというような結論に事実おありになって居る訳でありますか、地方の人の考えは別としまして大蔵省はそう御覧になって居る訳でありますか」(串田万蔵：三菱銀行)

いずれも、都市銀行による地方銀行の吸収合併、買収が地方に不利であるという批判を糾している。大蔵省側から満足な回答が得られないことについて、安田銀行の結城豊太郎はさらに信州の製糸金融を例にあげ、資金の流動性は十分確保されていると説明を重ねている。

《資料2》

「私は字句よりも考えを変えて戴きたいと思うのです。今預金部(大蔵省預金部のこと、郵便貯金の取り扱いが中央志向であることへの批判)の話もあり地方に資金を還元すると云うようなことから評判が好いと云うような御話もありますが、其土地に必要な放資先がありましたらならば是は必ず私行くだらう。其所に何等の境界がなかるうかと思ひます。従来信州地方は製糸の金が沢山要ると思ひます。あの地方に何も平生預金などなくとも出ます時には非常に出来ます。(中略) 商工業の殆どない所、本店銀行として存在し得ない所、そんな所に無理に本店銀行を置かねばならないということは、是はもう自然の趨勢に任せて置いて宜しい、また其の土地が商工業の資金を必要とする場合には、自ら其の季節に中央から資金が行くのである。必ずしも中央であるから有利に廻せるとは考えられぬと思ひます。それはよく地方の苦情を聞きますのですが、一つは地方銀行の連中の為にする所であつて言うのもありましようし、一つは地方官その他の全く行政区画と金融区画を同じように考えて居られて間違つた所から出発している点などもあるからだと思いますが(後略)」(結城豊太郎：安田銀行)

これに対して、大蔵省側は地方からの抗議や抵抗をできるだけ少なくするには、地方的合同が必要である旨を繰り返している。

《資料3》

「(前略) 兎角地方に誤解がございましてその誤解を防ぐ点から申しましてなるべく地方的合同を奨励するという趣旨を明らかにして置く方が宜しかろうと思ひまして(後略)」(松本幹事：大蔵省銀行局長)

「(前略) 却つて地方で誤解をしないかということをお懼れらるるのでございます。どうも地方では都会に資金が集中されるといことを非常にやかましく申しまして、この民間委員の書かれました第二項のごときものが出ますと、皆之に当嵌めて合同をせられるのではないかしらという誤解をしいさないかと慮られる

のでございます。(後略)」(松本幹事：大蔵省銀行局長)

「誤解かも知れぬけれども、色々苦情が地方民から吾々の所には達しますのであります。一つ事例を申し上げて見ますと京都は東京大阪の大銀行に悉く合併せられて、今本店銀行というものはないのであります。

(中略)一朝金融界が多少の警戒を要するという場合は、この京都支店の金は全部本店に引き上げられる傾向がある。(中略)兎も角地方の銀行がありますというところでは投資の目的物が地方に少ないかも知れぬけれども、重役は地方の人で金を借りる人との間に意思疎通し需給相通じて出来るだけのことはして貰えるという安心がある」(田昌：大蔵省)

こうした意見対立は、大蔵省と都市銀行という構図ではなく、大蔵省を介した政党(議員や知事)と都市銀行の対立関係であり、さらにいえば、政党の支持母体である地方有力者と都市銀行の意見対立であった。大蔵省が準備委員会の構想を変更して、府県単位の地方的合同を採用した要因もここにあった。まず、府県単位の銀行合同により地方経済の基盤を確保し、政党知事が要求する「府県を一つの経済単位とする」ことを保障することで、法案の議会通過が容易になり、とくに政友会系の議員の協力を得やすい。二つ目として、同時に府県単位の合同を進めることにより、将来におけるイギリス式の大銀行多支店主義採用の第一段階をクリアできるので、大蔵省と日銀、都市銀行関係者の要求も満たし、委員会での採決も問題が少ない。以上の2点から、あえてイギリス式の大銀行多支店主義から地方的合同へと、政策方針の転換がなされたのである。もちろん政党の支持母体である地方有力者には地方銀行経営者が多く含まれたうえに、地方銀行は政党政治家の活動資金を提供する側面があったので、政党の支持母体である地方有力者と都市銀行の意見対立は地方銀行と都市銀行の対立とも言えた。

ここで注目したいのは、都市銀行経営者が東京や大阪といった大都市に活動拠点を持ち、自己の利害関係もこの地域を中心に展開していたかということ、必ずしもそうではなかったという点がある。表1にあるように、都市銀行経営者や民間企業の関係者には地方出身者が多く含まれていた。池田成彬が山形県米沢(旧米沢藩士)であったの筆頭に、串田萬蔵、山本条太郎、結城豊太郎らは、いずれも地方出身者であった。またこうした委員の多くは48～59歳であった。この年齢は、生年が1877～1888(明治10～21)年にあたり、明治期に形成された教

育制度にそってその知見を広げてきたという共通点があるのと同時に、一定以上の資産や収入のある階層の出身者が大半であったという特徴があった。いわば彼らは政党の支持母体である地方有力者を出身母体としていたといえる。にもかかわらず政党の支持母体である地方有力者に対する対立意見が彼らから出されたことは、彼らの個人的な経験、とくに空間認識あるいは国土認識に関する経験が大きく影響していたからであると考えられる。そこで、地方的合同に対して批判的意見を有していた結城豊太郎を取り上げ、彼の個人的な経験、とくに空間認識あるいは国土認識に関する経験が、どのようにイギリス式の大銀行多支店主義支持につながっていたのかを次に述べることにする。

2.3 結城豊太郎の国土認識

結城豊太郎は酒造業を家業とする旧家結城弥右エ門の三男として1877(明治10)年に山形県置賜郡赤湯村に生れた。山形中学校、第二高等学校(仙台)、東京帝国大学法科政治学科と、いわゆる地方有力者の子弟として学歴を形成していき、日本銀行に入行する。当時の日銀は採用試験などがなく、官僚や政治家の紹介によって採用が決まった。結城も恩師を介して高橋是清に紹介状を書いてもらい入行を果たしている。

日銀入行後は1906(明治39)年にニューヨーク支店勤務になり3年間在外勤務を経験した。帰国後、1918(大正7)年に日銀大阪支店長になり、第一次世界大戦後の戦後恐慌にあたり、増田ビルブローカー銀行の救済、綿布商の整理等に敏腕をふるった。1922(大正11)年に日銀を退職し、高橋是清蔵相らの推薦により安田保善社専務理事、安田銀行副頭取に着任し、その指導にあたった。しかし安田生え抜きの経営陣、とくに安田一族との確執により1929(昭和4)年にその職を辞している。その後、1930年には日本興業銀行総裁となり、1936(昭和11)年には東京商工会議所会頭、同年11月、日本商工組合中央金庫理事長、1937年に日本商工会議所会頭など金融経済界の指導的地位を占めた。同年2月には林銑十郎総理大臣のもとで大蔵大臣と拓務大臣を兼ねたほか、企画院総裁となり、貴族院議員に勅選された。同内閣崩壊後は第15代日銀総裁となった。おなじ金融制度調査会普通銀行特別委員会のメンバーでは、池田成彬が前後して日銀総裁、大蔵大臣を勤めている。

結城豊太郎の国土認識の出発点は、どこにあったのであろうか。人格形成期に山形、仙台、東京と活動拠点を転じていったことの影響も考えられるが、大きな影響を与えたと考えられるのが、日銀入行後の1906～08年の

ニューヨーク支店勤務、1920年、日銀大阪支店長在任中に体験した戦後恐慌である。この点に関しては1950年に結城豊太郎自身がインタビューに答える形その体験を語っている⁷⁾。まず、ニューヨーク支店勤務についてはつぎのような応答をしている。

《資料4》

土屋番雄 (聞き手)

「むしろ監督よりも、英米金融界との接触ということがおもな目的なんですね。」

結城豊太郎 (話し手)

「そうです。日露戦争の時分に、高橋さんがあちらの方に外債募集に行かれまして、正金銀行は最初はロンドンが主でやっていたのだけれども、おしまいはニューヨークのクーン・エロップ、それが高橋さんに非常に手伝いしたわけだね。そんな関係からクーン・エロップ商会とか、モルガン商会とか、あの辺のおもな銀行の首脳部やなんかの連中と、日本銀行というものの接触ができた。(中略) 私どももニューヨークにおる間、監督役の事務ということよりは、大蔵省、ワシントンにあったのですが、そこに三月入って見学する。しかもファースト・ナショナル銀行に入って半年ばかり見学する。カナダのバンク・オブ・モンリオールに行ってみるとか、しょっちゅうそういうところ行ったものです。その前に行った井上さんとか、土方さんもやはり見学をした。(後略)」

つぎに、日銀大阪支店長時代に経験した戦後恐慌とその対応については、単に恐慌対策についてだけではなく、大阪の財界あるいは金融界の形成に果たした日銀出身者の役割についての私見が述べられている。

《資料5》

土屋

「その時分に関西の財界、金融界はどういう情勢でしたか。」

結城

「私が行く前に、今の日本銀行のストライキ組というのが、すっかり大阪の財界というものを改めてしまった。百三十銀行というものもあつたし、要するに日本銀行からいった連中が、みなそれぞれ要所要所を占めておつた。浪速銀行の頭取の永田仁助という人だけが大阪の人であつて、あとは宴会やなんかにいってみても、日本銀行の支店長が上座に坐る。その横に片岡

直輝君、これは日本銀行から出た人、それからずっとほかから行った連中ばかりで、大阪人というものはほとんどいなくなった。そうやって来て初めて大阪というものが大きなものになったのだね。(中略) 私が調査役で行った時分には、すっかり新しくやる。東京と東西相応じて金融界というものは整備されておりましたよ。ことに三十四銀行の小山健三というちょっと偉い男ですがね、文部次官などしてから三十四銀行に行った、それがあすこの金融界を牛耳る。産業界の方では、鐘紡の武藤君が牛耳るというような時代でしたからね。」

土屋

「あのパニックのときは、なかなか大阪もひどかったようでございますね。」

結城

「(前略) これはご承知の通り増田ビル・ブローカーという店が破産しまして、それには各銀行ともみなコール・マネーを出しておつた。(中略) その増田が不相応なことをやり出したものだから、結局破産することになった。これはどうしても大阪だけで食い止めなければいかぬということで、(大阪の) 銀行の連中に協力を求めた。それから武藤君を初め、産業界の連中やなんかの協力を求めて、どうにかこうにか、あすこで東京に火のつかぬようなくあいに、一時は消したのですがね。(後略)」

このようにみえると、結城豊太郎の金融制度あるいはそれに基づく国土観というものは、つぎのような特徴があつたと考えられる。まずニューヨーク支店勤務の経験、とくにアメリカやカナダ(イギリス式の銀行)の銀行経営を実際に体験したことで、金融制度あるいは銀行制度、とくに店舗網のありかたについて、大蔵省や日銀がそのあり方を規制しない国土観が形成されたのではないか。というのもアメリカは一般的に銀行の分立主義から出発し、結城が在米中には、ニューヨーク資本の大手銀行と地方銀行が混在する形態となつていた。しかもアメリカは日本銀行のような中央銀行制度ではなく、市中銀行から券券資格を有する銀行を選ぶ制度が取り入れられていたことから、結城は中央銀行や大蔵省がすべてを監督・規制する手法を疑問視していたと推測される。同時に銀行のあり方について地域利害や地域性を重視する考え方にも、否定的な見解を有していたのではないか。これも大阪支店長時代の回想のなかで、外部からの経営陣(ここでは日銀出身者)を受け入れたことで、大

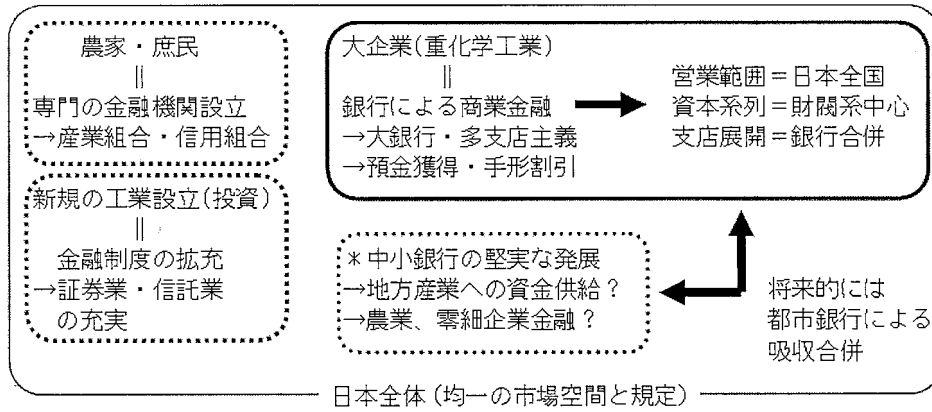


図1 金融指導調査会準備委員会臨時委員構想の金融機構と地方銀行の位置づけ

阪の財界が革新されたとのべていることから首肯されるのではないかと。とくに「大阪人というものはほとんどいなくなった。そうやって来て初めて大阪というものが大きなものになった」というくだりは、地域性にこだわることへの否定的な視点がうかがえる。引用はしなかったが、同じ回想のなかで、名古屋財界が影響力の低い原因の一つに、その閉鎖性を挙げていることから、結城が地域性の重視、なかでも同一地域内の利害関係や交際関係を重視し、外部からの資本や人材の導入に消極的であることへ否定的な考えを持っていたといつてよい。このような考えに立てば先にあげた《資料2》の「それはよく地方の苦情を聞きますのですが、一つは地方銀行の連中の為にする所であって言うのもありましようし、一つは地方官その他の全く行政区画と金融区画を同じように考えて居られて間違った所から出発している点などもあるからだと思ひます」という発言が、単に都市銀行の利害を主張するだけでなく、結城の銀行制度への考え方、さらにそこから導き出される銀行からみた国土構想をイギリス式の大銀行多支店主義に収斂させていく考え方に支えられていたと判断できるのである。

2.4 小括

ここで大蔵省の準備案とこれを支持した都市銀行経営者の銀行制度と国土構想は図1のようになる。この構想の特徴は日本全体をひとつの市場と想定し、そこにおける金融活動を銀行、産業組合、証券業・信託業といった機能別に分けて活動させることを想定している。同時に産業配置では大企業による重化学工業化を大都市部で進め、農業や在来産業は地方に任せる、あるいはとくに政策的配慮は行わないという国土構想となっている。地方における産業配置や近代化資金の供給への配慮が

されておらず、あきらかに欧米先進国の産業構造をモデルにした政策案になっている。

これに対して、地方官、すなわち政党知事や地方出身の議員（とくに政友会系の衆議院議員）からの要求を取り入れつつ、大蔵省案初期の全国をひとつの市場圏として統合していく構想を含めた政策案が金融制度調査会普通銀行特別委員会での審議案である（図2）。ここでは現状認識として、日本全国をひとつの市場圏とはみなさず、全国市場の中に、地方市場が入れ子構造に組み込まれているという認識を示している。同時に地方市場の規模や範囲については、地方の実情をおさえることなく、画一的に府県領域と既定している点に特徴がある。

以上を踏まえて、いわゆる「地方的合同」が政策的に形成されてきた背景をまとめれば銀行制度をめぐる国土構想には2つのベクトルが存在したと想定される。ひとつは本章で示した大蔵省初期案にあるようなイギリス式大銀行多支店主義である。しかし現実の政策は府県を単位とした「地方的合同」にまとめられた。それはもうひとつのベクトル、すなわち地方銀行経営者に代表される、地方有力者の働きかけが存在したからである。そこで次章では、地方有力者がどのように銀行合同を受容したのか、その具体的内容を解明していくことにする。

3. 地方銀行経営者の地方的合同に対する対応

大蔵省や日本銀行の銀行制度、国土構想に対して、その方向性を変更させた地方銀行経営者たちは、銀行合同に対してどのような評価や対応をしていたのであろうか。ここでは銀行経営者の履歴と空間認知の形成過程を通じて、彼らの銀行経営に関する知見のあり方がどのように形成されてきたのか、傍証を用いつつあきらかにし

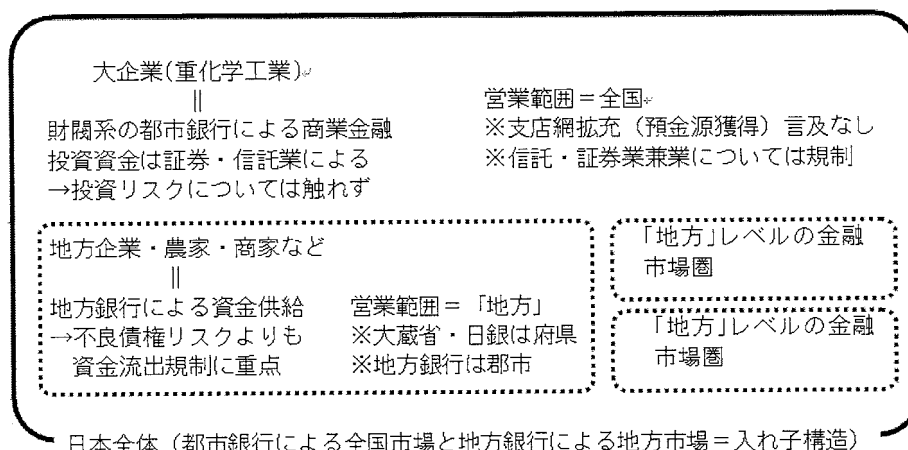


図2 大蔵省による金融機構と地方銀行の位置づけ

たい。

すべての地方銀行経営者を取り上げるわけにはいかないので、3つの銀行、第一合同銀行(岡山県)、六十三銀行(長野県)、六十九銀行(新潟県)を取り上げることにする。取り上げた理由は、第一合同銀行は大蔵省、日本銀行が銀行合同政策について強制力をもって推進する以前に、地域内(ここでは一般的に府県の範囲内)における合同を果たした事例であり、六十三銀行は独自の判断基準で県内銀行の合併を進めた結果、地方的合同を果たした事例であり、六十九銀行は強制力を伴った合同政策においても、これに応じなかった事例としてそれぞれ取り上げた⁸⁾。なお、長野県および新潟県における銀行合同と地方銀行の対応に関しては歴史地理学会例会および日本地理学会春季学術大会において発表を行い、その要旨を歴史地理学および日本地理学会シンポジウム発表要旨集に掲載している⁹⁾ので、詳細はそちらを確認いただきたい⁹⁾。

3.1 第一合同銀行の場合

第一合同銀行は1919(大正8)年に、倉敷銀行をはじめとする6行の地方銀行が合同して設立された銀行である¹⁰⁾。当時、大蔵省や日本銀行では、地方の小規模な銀行の合同を奨励しており、第一合同銀行は、こうした地方の銀行合同のさきがけとして岡山県や日本銀行などの支援と協力を得て成立した。銀行合同を働きかけた行政側の中心人物の一人は笠井信一岡山県知事であった。笠井は前任地の静岡県における地方銀行の乱立からくる預金取付けや過剰な金利競争といった弊害を見聞しており、岡山県における同様の状況を改善したいと考えていた。また岡山県出身の木村清一郎日銀副総裁も、銀行合同の仲介役として活動した。さらに具体的な合同の準備や指導については、日銀大阪支店長の結城豊太郎

がこれを担当した。結城は前述のように欧米での経験をもとに、銀行合同を推奨する立場にあったので、前者2名と歩調を合わせるようになったと考えられる。

一方の合同を受け入れる側では、6行合併推進役の一人として大原孫三郎(倉敷銀行頭取)が挙げられる。大原は、はやくから都市銀行経営者や日銀幹部と知己の関係にあり、支店網拡大による預金の集中と、合理的な資金運用に理解があったとされる。また大原の実家が紡績業を営んでおり、紡績業の拡大にあわせた銀行業務の拡大の必要性や紡績業における技術革新や科学的経営手法の重要性といった欧米流の経営手法の動向に敏感であったことも銀行合同を受け入れる素地になったと推察される。さらに京阪神を拠点とする都市銀行の一つ、近江銀行頭取の池田信三郎(岡山市出身)とは、大原が近江銀行役員であったという立場から親密な関係にあり、大原自身も都市銀行の経営内容に明るかったことも、合同を肯定的に受容した要因の一つに挙げられよう。この大原を支えたのが高戸郁三(鴨方銀行専務取締役)であった。高戸は第一合同銀行に参加した6行の銀行経営者のうち3行の頭取あるいは専務取締役と親戚関係にあり、合併行同士の意見調整を行う立場にあった。またこの3行とは別の茶屋町銀行の専務取締役頭取であった中村純一郎は、大原孫三郎と関谷学校、東京専門学校(現在の早稲田大学)と同じ学歴を歩んでおり、知見や思考方法に近いものがあり、これも6行合併を容易にしたと考えられる。

第一合同銀行は、以上のような政策を推進する側の働きかけと、これを受容する地方銀行経営者側の理解と対応があつて成立した。とくに政策を推進する側における知見(笠井知事の静岡県に関する実情認識および結城日

銀大阪支店長の欧米銀行事情についての理解)と受容側の知見(大原孫三郎に代表される紡績業関係者における欧米流の経営手法に関する理解)の間に共通する、合理性および現実性の重視(経営におけるリスク回避、過剰競争の防止、科学的根拠に基づく経営)が存在したことが重要であった。

3.2 六十三銀行の場合

明治後期から大正期にかけて、長野県において銀行合同を積極的に進めた銀行の一つが六十三銀行であった。同行の経営者が銀行合同とそれに加えて支店展開をどのような判断で行っていたのか、同行の銀行経営者の履歴から推測することにする。

対象となる期間に六十三銀行の頭取を務めた人物は飯島正治と小林暢の2名であった¹¹⁾。飯島は1861(文久元)年の生まれ、1910(明治43)年から1921(大正10)年の間、六十三銀行の2代目頭取を務めた。頭取に就くまでに、上水内郡議会議員、長野県議員(ともに1889(明治22)年)、衆議院議員(1898(明治31)年～1903(明治36)年)をつとめ、長野農工銀行、信濃電気株式会社の設立、経営に携わった。小林は1879(明治12)年生まれで、飯島同様に長野農工銀行、信濃電気株式会社の設立、経営に携わった。また小林は六十三銀行頭取在任中の1925(大正14)年から1931(昭和6)年の間、貴族院の互選議員として、研究会のメンバーとして活動した。そして、小林の在任中に昭和恐慌となり、1930年に第十九銀行との合併による八十二銀行の創立を行った。この2人による六十三銀行の銀行合併・視点拡大は、新産業への融資など質的な転換を伴うものではなく、従来の経営方針を量的に拡大するものであった。

この両者に共通する特徴は、典型的な地方名望家であり、それぞれの個人および家に対する地域からの信用が、銀行やその関連企業の信用形成に大きな役割を果たしていた。同時に、地域利害の代表者であり、いずれもが地方議員や衆議院・貴族院での議員活動を行っている。この点で、前述した「兎も角地方の銀行がありますという或は投資の目的物が地方に少ないかも分からぬけれども、重役は地方の人で金を借りる人との間に意思疎通し需給相通じて出来るだけのことはして貰えるという安心がある」という形態の一例であり、こうした考え方を有する人物に含まれていたと推測される。また先にあげた第一合同銀行に参加した銀行経営者の多くが、高等教育を受けることや、紡績会社経営という実務経験から、さまざまな形で外部の情報、とくに欧米からの経営

手法について詳しくあったのに対して、飯島、小林の両名は明治以降整備された高等教育を受ける機会がなく、関連企業の多くも銀行業などに限られていた点も、銀行合同に対する受容に、違いを生じさせる要因となったと考えられる。

3.3 六十九銀行の場合

最後に挙げるのは、新潟県長岡市に本店を置いた六十九銀行(現在の北越銀行の前身)である。先にあげた第一合同銀行、六十三銀行が曲がりなりにも、地方的合同をはたし、その後の一県一行主義の前提を形成したのに対して、六十九銀行は長岡市を中心としたいわゆる中越地方だけに支店網を展開し、最終的な銀行合同に際しても、おなじ長岡市に本店を置く長岡銀行との合併をすすめ、一県一行主義に従わない方針を採った¹²⁾。

まず、当該時期の銀行経営者の履歴をまとめておく。大正期から昭和初期において六十九銀行の頭取を務めたのは、松井吉太郎と長部松三郎の二人であった。松井吉太郎の略歴は、大蔵省から国立館林第四十銀行に入り、さらに第一銀行秋田支店長に転職、同行の新潟支店長在任中に同支店が六十九銀行に買収されたことから、松井も六十九銀行役員へとその身を転じたというものである。頭取には1910(明治43)年に、前任者の岸卯吉が病没したことから、役員の内選により就任した。長岡出身者ではない松井が頭取に就くことに、本人から強い懸念が示されたというが、役員内で、銀行業務のエキスパートとしての信任が篤く、強く押す声があったという。在任中にそれまでの長岡市内における単独店舗経営を改め、東京支店、長野支店の開設や、能見銀行の救済合併を行い、地理的により広い範囲での銀行経営を行った。とくに長野支店は製糸金融に重点を置き、本店の余剰資金を季節的に消化する機能を持つ店舗であった。資金ポジションの季節変動に対応して、長野県での製糸金融を行うことについては、六十九銀行内では早くからそのプランが取りざたされていたという。しかし、製糸金融につきもののリスク評価が難しく、実現にいたらなかったという。松井は他行における銀行業務の経験を生かしてこのプランの実現にこぎつけている。ただし、長野支店の運営を軌道に乗せたのは、長岡出身の人物ではなく、初代支店長はやはり第一銀行から転任してきた小畔亀太郎がつとめた。また東京支店も開業後しばらくは経営状況が安定しなかったが、これも第一銀行の支援によって王子製紙、富士製糸、塩水港精糖といった優良企業を取引先に紹介され、これにより利益を出させる支店に成長した。

1922 (大正 11) 年に松井のあとを継いだのは長部松三郎であった。長部は長岡市に本拠をおく醤油醸造業家の出身であり、六十九銀行創立時からの大株主であった。また、東京高等商業専門学校 (現在の一橋大学) を卒業している。政治活動は目立ったものがないが、宝田石油ほか、長岡市に拠点を置く企業の役員を歴任している。経営路線は前任者の松井を引き継ぐものであり、新潟県内の中小銀行を合併、または買収している。ただし松井が行ったような長野支店や東京支店に見られるような特別な機能を持たせた支店の開設や経営組織の改革を行ってはいない。長部が頭取を勤めた時期の経営方針は「超堅実主義」といわれ、東京支店における優良取引先の紹介も、こうした経営方針の一環であった。

六十九銀行の場合も大蔵省や第一銀行といった銀行経営に関して専門性を要求される職場の経験があった松井吉太郎と長岡という地方の名士として経営に当たった長部松三郎では、経営の手法、銀行合同に関する対応に違いがあった。松井は支店展開においても積極策を採用し、資金ポジションの季節変動の解消や銀行合併の推進に先鞭をつけたが、長部はこの方針を踏襲しつつも「超堅実主義」に徹した。しかも松井であっても銀行合同に関しては消極的であり、第一合同銀行や六十三銀行に比較して地元志向が強かった。これが松井自身の判断によるものなのか、松井をとりまいた六十九銀行経営陣、とくに長岡出身のそれらの意向を汲んだものなのかは判別しがたいが、六十九銀行経営陣の影響がまったくなかったとは考えにくく、いわゆる地方名望家層によって構成されていた地方銀行においては、経営におけるリスク回避、過剰競争の防止、科学的根拠に基づく経営といった合理的経営あるいは科学的経営の導入が困難であったことを示しているといえる。

3.4 小括

以上のような地方銀行経営者たちの銀行合同に対する評価と対応をみていくと、そこにはいくつかのフィルターがあり、そのフィルターの相違によって評価と対応に相違が生じたものと考えられる。それを図にまとめれば図3のようなものになる。

4. むすびにかえて

本稿では、大正期から昭和初期において、銀行合同政策を通じて公権力者と地方銀行経営者が、それぞれどのような国土構想を考えていたのか、あるいはその国土構

想の修正を要求したのか予備的な考察を行った。そこではそれぞれの立場から銀行制度あるいは銀行合同政策を評価するフィルターが存在し、それが最終的な政策決定に影響を与えていたと結論付けた。公権力者の立場にあった大蔵省、日本銀行は、銀行合同の政策について次のようなフィルターを通して原基的な構想を行った。まず、政策構想担当者のほとんどが高等教育を受け、欧米の金融事情に精通していた。そして、そこから将来の銀行経営あるいは金融制度に関しては専門的な知識と技術が必要であると共通理解がなされていた。その結果、将来の銀行制度はイギリス式の大銀行多支店主義がモデルとなった。そして、その裏返しとして重化学工業分野に重点的に投資をすすめ、国内に重化学工業地帯を形成するという国土構想の初歩的なモデルが構築された。これに対して地方銀行経営者たちは公権力者のような共通のフィルターを有し得なかった。高等教育の機会是不均等であり、これは個々の経営者の資産や出身地に関係がなかった。モデルとなる欧米の金融事情に関する知識や情報も不均一となり、その結果、銀行経営に当たってはそれぞれの地域における経営者個人やその家の信用力、すなわち属人的な信用力に依存することになった。そのため、銀行合同による経営範囲の広域化には抵抗が大きく、地方銀行経営者自身が別ルートで経営における専門性、合理性の重要性を獲得しない限り、属人的信用力を超える範囲での銀行合同を抑えるように議会活動・政党活動や郷党を通じて政策的な働きかけを行った。六十九銀行の松井吉太郎のように、たとえ個人的に銀行経営に関する専門的な知識や技術を持ち合わせていても、経営陣全体のフィルターによって理解が得られない限り、経営範囲の広域化や専門的経営者の抜擢は限定的なものになった。また第一合同銀行のように、経営陣が不十分ながらも共通のフィルターを通じて、経営における専門性、合理性の重要性を理解できれば、政策的な強制力が少なくても、銀行合同による経営範囲の広域化を進めることができたといえる。

このように大正期から昭和初期にかけての銀行合同政策が、当初、イギリス式の大銀行多支店主義を目指しながらも、最終的に地方的合同という折衷的な内容に決着したのも、上記の公権力者と地方銀行経営者の間に共通する銀行経営や金融制度を評価するフィルターが存在していなかったためであるといえる。この両者の認識の齟齬が、その後の一県一行主義や地方銀行協会の設

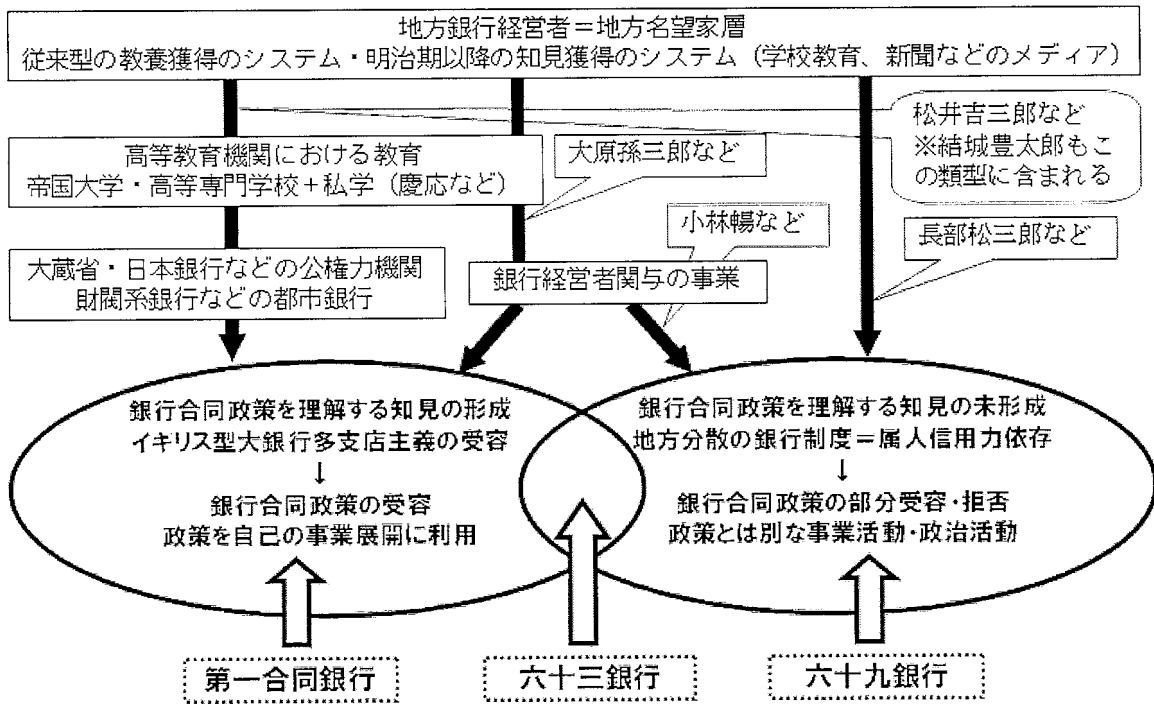


図3 地方銀行者の銀行合同に対する評価と対応に関するフィルター

立にどのようにつながっていたかという点に関しては、地方銀行経営者だけではなく、それをとりまいた地方の企業経営者、資産家などの国土認識のあり方が、影響力をもっていたと考えられる。この点に関しては、別の機会に考察を深めたい。

付 録

本稿は科学研究費補助金「公権力の空間認識に係る近代歴史地理学的研究」(課題番号 17320130)の一部を使用した。また本稿は、この科学研究費の成果として平成21年6月6日、筑波大学東京キャンパスにおいて、日本地理学会近代歴史地理研究グループの場を借りて報告した内容をベースにしている。

注および参考文献

- 1) 飯田隆(2005)『西洋経済史』、日本評論社
- 2) 後藤進一(1981)『昭和期銀行合同史』、金融財政研究所、なお、明治初期にアメリカをモデルとした発券機能を分散させる国立銀行制度を導入した経緯のひとつに、イギリスによる日本への内政干渉を防ぐ意味で、アメリカの制度を導入した、という側面もある。
- 3) 以下、金融制度調査会に関する記述は、日本銀行調査局(1956)『日本金融史資料明治大正編第18巻』、大蔵省印刷局の解題および白鳥圭志(2006)『両戦間

期における銀行合同政策の展開』、八朔社によっている。

- 4) 金融制度調査会普通銀行特別委員会委員の履歴などについては国史大辞典編集委員会(1979)『国史大辞典』、吉川弘文館の第1、3、4、6、9、11、14巻によった。
- 5) 松本銀行局長の銀行制度構想の遍歴については白鳥(2006)『両戦間期における銀行合同政策の展開』に詳しい。同書のなかにおいて白鳥は、松本銀行局長が大蔵省から北海道拓殖銀行の役員に転職後、地方における銀行の実情を知り、イギリス流の銀行制度を日本に導入することの難しさを理解したことを指摘している。ここからは、当時の中央と地方における日本経済の理解に対する乖離が明らかにされている。
- 6) 《資料1》～《資料3》は日本銀行調査局(1956)『日本金融史資料明治大正編第18巻』より引用。
- 7) 《資料4》および《資料5》はすべて日本銀行調査局(1974)『日本金融史資料昭和編 第35巻 金融史談・資料統計・統計索引』、大蔵省印刷局からの引用である。
- 8) 創立50周年記念誌編纂委員会(1980)『中国銀行五十年史』、中国銀行
- 9) 川崎俊郎(2008)「地方銀行経営者からみた「地方」と銀行合同政策」日本地理学会発表要旨集 Vol. 2008s

(2008)255 号

- 10) 以下、第一合同銀行に関する記述は創立 50 周年記念誌編纂委員会(1980)『中国銀行五十年史』、中国銀行によっている。
- 11) 以下、六十三銀行に関する記述は八十二銀行(1978)『八十二銀行史』、八十二銀行、同行(1985)『八十二銀行五十年史』、八十二銀行によっている。
- 12) 以下六十九銀行に関する記述は北越銀行行史編纂室(1980)『創業百年史』、北越銀行による。